

## 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例

### (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に基づき、本市に尼崎市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから選任された委員20人以内で組織する。

- (1) 校長
- (2) 教員
- (3) 本市関係職員
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所の職員
- (5) 法務局又は地方法務局の職員
- (6) 警察官
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### (会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

### (意見の聴取等)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (招集の特例)

2 最初に招集される協議会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。